

流域別下水道整備総合計画について

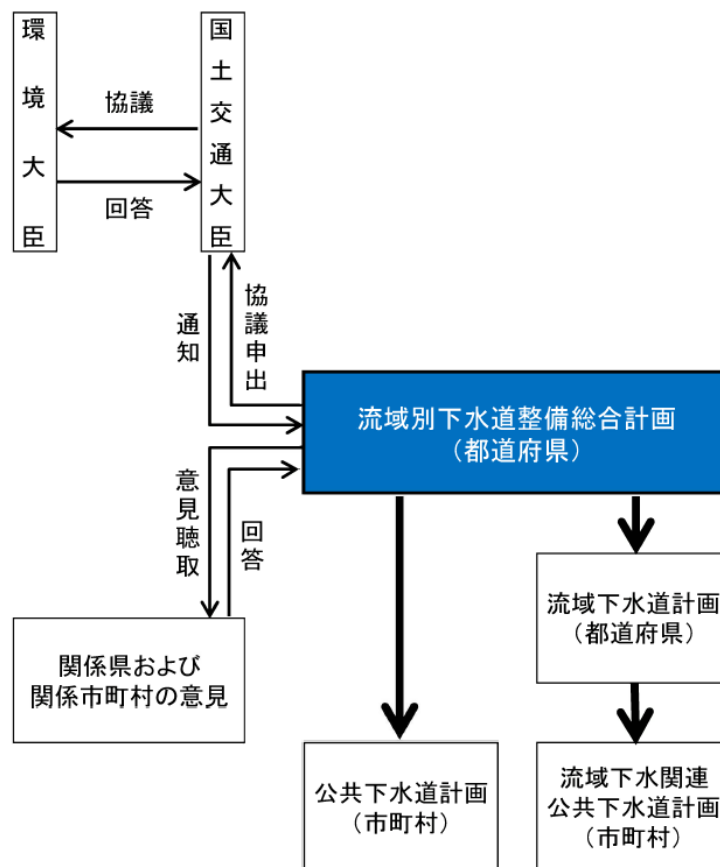
下水道には、公共用水域の水質保全という重要な役割がある。河川・湖沼・海域の水域において最も効果的な水質保全のための下水道整備を行うためには、広域的な観点から、効率的な整備を図るための全体的な計画を策定することが重要である。

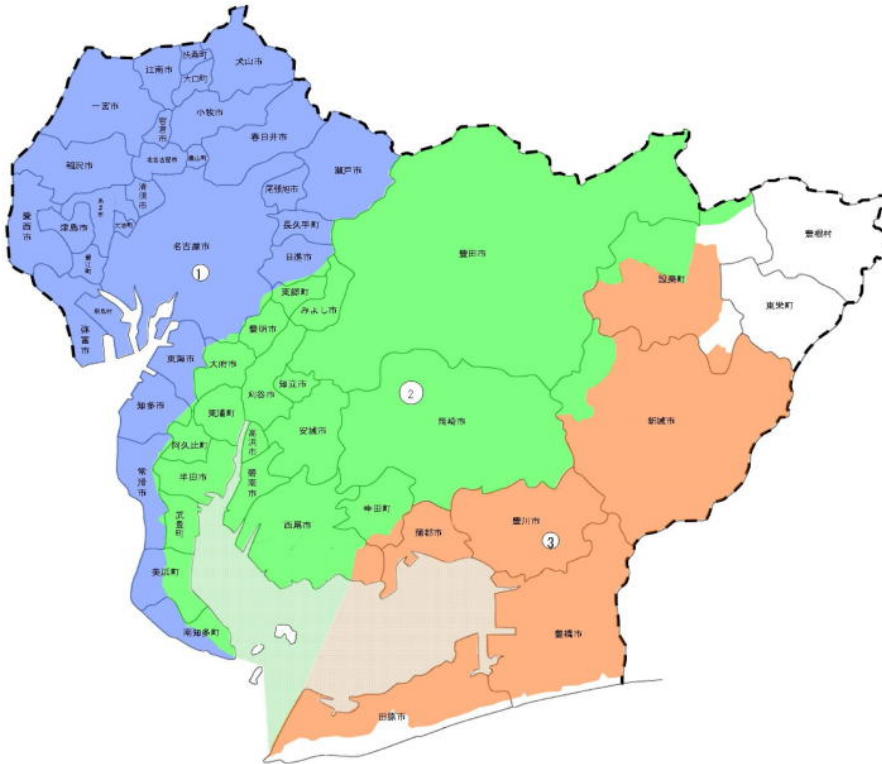
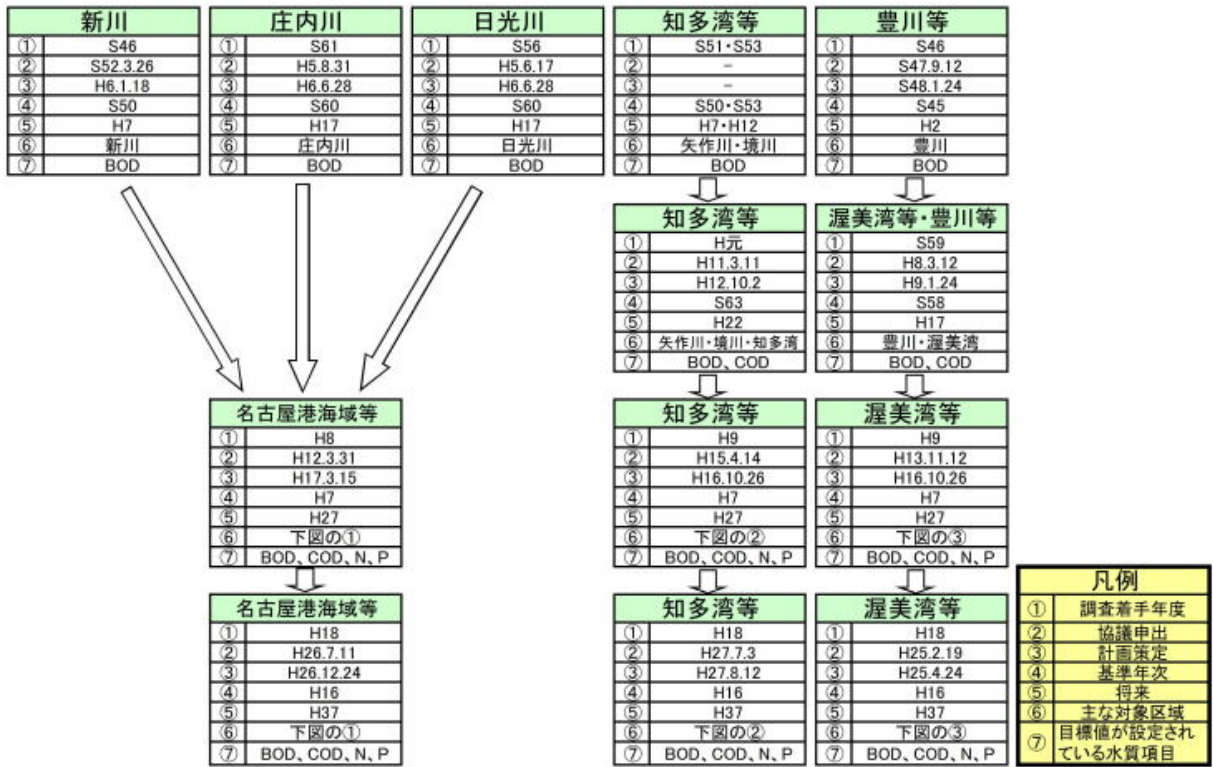
このような背景から、環境基本法第16条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域について、その環境基準を達成するため、当該流域に係る下水道の整備手法を定める総合的な計画として流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）を都道府県が策定することとされている（下水道法第2条の2）。

なお、流総計画において、下水道の整備に関する基本方針、主要な排水施設、処理施設を定めている。

現在、愛知県では、名古屋港海域等流総計画、知多湾等流総計画、渥美湾等流総計画を策定している。

<流総計画策定フロー>





流総計画区域内の下水処理場の放流水質については、以下のとおり設定している。

日最大計画下水量	COD	全窒素	全りん
30,000m ³ 以上	8.1mg/L	7.0mg/L	0.66mg/L
30,000m ³ 未満	12mg/L	17mg/L	1.4mg/L